

第1種低層住居専用地域及び第2種低層住居専用地域内において開発許可に基づく工事と併せて地下車庫を建築する場合の取扱いについて

第1種低層住居専用地域及び第2種低層住居専用地域内において都市計画法の開発許可に基づく宅地造成工事と併せて、住宅に附属する地階の自動車車庫を建築する計画であり、自動車車庫が次の要件を満たす場合は、建築基準法（以下、「法」という。）別表第二（い）項第10号又は（ろ）項第3号に掲げる「建築物に附属するもの」として扱い、開発許可の予定建築物である住宅の確認申請が行われる前においても確認済証及び検査済証の交付を行うことができるものとする。なお、確認申請における主要用途は「附属の自動車車庫」とする。

要件

- （1） 都市計画法第29条の規定に基づく許可及び第37条の規定に基づく承認を受けていること。
- （2） 主たる建築物の用途は住宅に限る。
- （3） 階数は1であること。
- （4） 床面積は30㎡以下であること。
- （5） 法第6条第1項第4号に掲げる建築物で建築士の設計に係るものであり、建築士である工事監理者が定められていること。
- （6） 住宅の検査済証が交付されるまで使用しないこと。

運用開始日 令和3年8月2日

千葉県 都市局 建築部 建築情報相談課